

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2019
2月号 Vol. 95



大山ホワイトリゾート

撮影: 知的所有権センター 芦崎

発行: 鳥取県知的所有権センター

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL : 0857-52-6728 FAX : 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL : 0857-52-6722 FAX : 0857-52-6674

知財 とっとり



Vol. 95
2019.2月号

鳥取県知的所有権センターポータルサイト



<http://tottorichizai.com/>

とっとりちざい 検索

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口



<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>

鳥取県知財総合 検索

鳥取県発明協会

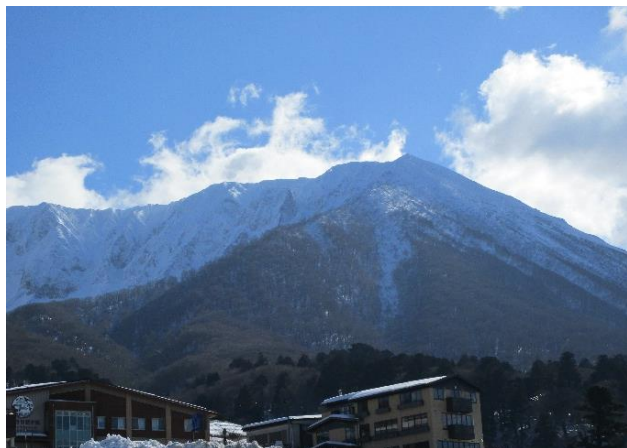


<https://tottori-hatsumeikai.or.jp/>

とっとりはつめい 検索

❖ 目次 ❖

1. 「知財専門家駐在日」のお知らせ
2. 使ってみたい鳥取県版特許集2019 発刊
鳥取県知的所有権センター担当者より
3. 「2019年度中国地方発明表彰」募集のお知らせ
- 4.~5. 会社のヒミツを守るには(第2回)
6. 書籍のお知らせ
7. 鳥取県特許関係情報 (平成31年1月)



大山ホワイトリゾート
撮影:知的所有権センター 芦崎

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「INPIT 鳥取県知財総合支援窓口」

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
3月6日(水)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部センター 2階	田中(俊)弁理士
3月7日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
3月14日(木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
3月22日(金)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
3月25日(月)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。
 その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mail等にてご確認ください。
 INPIT鳥取県知財総合支援窓口サイト(<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>)では、窓口状況の確認もできますのでご利用ください。

お申し込み連絡先

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

☎ ■TEL 東部窓口：0857-52-5894
 西部窓口：0859-36-8300
 ✉ ■E-mail：torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
 公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。開催時間は各会場共通 13:00~16:00 です。

月 日	会 場 (予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
3月5日(火) 3月19日(火)	倉吉市立図書館 (TEL:0858-47-1183)	特 許 等 無 料 相 談 会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00)
3月1日(金) 3月15日(金)	倉吉商工会議所 (TEL:0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00)
3月12日(火)	鳥取県立図書館 (TEL:0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
3月13日(水)	境港商工会議所 (TEL:0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
3月20日(水)	米子商工会議所 (TEL:0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
3月26日(火)	米子市立図書館 (TEL:0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00)

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL:0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
------------------------------------	-------	-----------------------

「使ってみたい鳥取県版特許集 2019」発刊いたしました。

このたび鳥取県内の企業、大学および公設試等がそれぞれ保有し、技術移転を希望している特許を集めたシーズ集『使ってみたい鳥取県版特許集 2019』を発刊いたしました。

掲載内容の照会、特許集の送付希望等がありましたら、下記までご連絡ください。

また、『使ってみたい鳥取県版特許集』は下記のホームページで、常時公開しておりますのでご覧ください。
(2019年版は3月下旬から公開予定です)

◆鳥取県産業振興機構ホームページ
<<http://www.toriton.or.jp/~tokkyo-shu/>>



問合せ先

公益財団法人 鳥取県産業振興機構
知的所有権センター 担当：芦崎・福井
TEL:0857-52-6722 FAX:0857-52-6674
E-mail : chizai@toriton.or.jp



表紙は
【仁風閣】!!



鳥取県知的所有権センター担当者より

失敗から生まれたヒット商品

(一社)鳥取県発明協会

事務員 屋敷 美寿



今年度の10月から鳥取県発明協会の事務員として所属しております、屋敷と申します。どうぞよろしくお願い致します。私の仕事のひとつにこの「知財とっとり」の編集があります。皆様のお役に立てる読みやすい冊子になれば幸いです。

「失敗は成功のもと」ということわざを良く聞きますが、いざ失敗してしまうと、そうは思えず落ち込むことがよくあります。でも正に「失敗は成功のもと」と思えるエピソードがありました。それは身近にあり、よく使う方も多いであろうポスト・イット（ふせん）の開発秘話です。

ポストイットの開発秘話は、1969年にアメリカの3M社が接着力の強い接着剤の開発要求を受けたことに始まります。一つの試作品ができましたが、それは「よくくっつくけど簡単に剥がれる」という奇妙な代物でした。通常こうした失敗作は廃棄されていたそうですが、開発者のスペンサー・シルバーは「何かに使えるかもしれない」と感じて、新たな用途を考えていたそうです。

それから5年後のある日、シルバーが本からハラリと落ちるしおりを見たとき、『のり付きのしおり』を作ったらどうか?と考えたそうです。思考錯誤の末、単なる「のり付きのしおり」ではなく、「貼って剥がせるメモ・ノート」に用途を変更したそうです。こうして、今日のポストイットが生まれました。

※3M 製作開発ストーリーより

こういったヒット商品の成り立ちを知り、それを作ろうと考えて開発したわけではなく、失敗から生まれたただなんて驚きました。頭を柔らかくして発想を変えれば、失敗だけで終わらず何か発見ができるかもしれません。日々失敗をして、迷惑をかけたり、落ち込んだりしますが、「災い転じて福となす」「失敗は成功のもと」だと思って、ポジティブにとらえて生活したいです。とはいえ、失敗をしすぎないように心がけたいと思います…

「2019年度中国地方発明表彰」募集のお知らせ

地方発明表彰は、各地方における発明の奨励・育成を図り、科学技術の向上と地域産業の振興に寄与することを目的として大正10年に創設されたものです。全国を8地方に分け、各地方において優秀な発明・考案・意匠を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導・奨励・育成に貢献された方々の功績を称え表彰しております。

2019年度、中国地方発明表彰式は**広島県**にて開催されます。

詳細は同封しています募集要項、または鳥取県発明協会へご連絡ご確認のうえ、応募してください。

【募集要項の概要】

- ・ 締切 **2019年3月29日（金）鳥取県発明協会必着**
- ・ 表彰 ◇特別賞（文部科学大臣賞、特許庁長官賞、中小企業庁長官賞、経済産業局長賞、発明協会会長賞、日本弁理士会会長賞、知事賞等）
◇発明奨励賞 他
- ・ 表彰式 **2019年10月25日（金）** **会場：広島ガーデンパレス**

・ 発明、考案、意匠については、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 応募案件が特許、実用新案登録又は意匠登録されており、平成30年12月末日時点において権利が存続していること。
- (2) 発明、考案においては、進歩性に優れ、かつ実施効果が顕著で科学技術の向上及び地域産業の発展に寄与していると認められること。
- (3) 意匠においては、製品化され、広く一般に利用されて産業の発展、生活文化の向上に大きく寄与し、さらに形状、機能など構成要素が極めて優れており、新しい意匠の潮流を形成していると認められること。
- (4) 応募時において係争関係にない、若しくは係争が終了していること。

・ 応募者等の資格

- (1) 応募者は、日本国内における当該発明等の権利を有すること。
- (2) 応募案件の発明者、考案者又は創作者は、日本国籍を有するか、又は当該発明等を日本国内において完成させ、上記1. に掲げる本表彰の趣旨に適合すると発明協会が認めた者であること。
- (3) 応募案件の発明等で、発明協会主催の全国発明表彰あるいは本表彰を受賞していないこと。
- (4) 当該発明等に関する同一の業績により過去に叙勲・国家褒章を受章していないこと。

・ 応募方法

応募にあたっては、所定の地方発明表彰調査表に記入要領に従って必要事項を記入し、必要書類を添付の上、正1通、副3通（正の写し）の計4通を鳥取県発明協会に提出してください。なお、調査表その他の応募書類は一切返却しません。また、調査表に記載された事項は審査にのみ用いられ、第三者に提供、開示等することはありません。（ただし受賞者発表時における発明の名称、発明者の氏名、企業名、所属部署名等の公表は除きます。）

調査表は(公社)発明協会ホームページ(<http://koueki.jiii.or.jp/>)からダウンロード又は、鳥取県発明協会までご請求ください。

・ 応募の注意

- (1) 平成5年改正法の登録実用新案（平成6年1月1日施行）については、応募書類に技術評価書を添付してください。
- (2) 関連発明（考案、意匠）の発明者（考案者、創作者）は、本表彰の対象とはなりません。
- (3) 同一発明者等が、本表彰に同時に複数応募することはできません。

【お問合せ・応募先】

一般社団法人鳥取県発明協会（〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1）
電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674 E-mail：hatsu@toriton.or.jp

会社のヒミツを守るには（第二回） － 営業秘密の基本について学びましょう（その2）－

INPIT(独立行政法人 工業所有権情報・研修館)“営業秘密110番”
知的財産戦略アドバイザー 小原 莊平(おはら そうへい)

■ 企業情報を営業秘密として守るには

営業秘密を侵害した場合、重い刑罰が課せられる場合があります。

例えば、退職した社員が会社の情報を持ち出した場合に「お前が盗んだ情報は、実は我が社のひじょうに重要な秘密だったのだ。だから営業秘密侵害罪で、お前を警察に訴えてやるぞ！」などと「後出し」で言うことはできません。

企業は、その元社員が、かつて従業者であったときに、その情報が営業秘密であるかどうかを認識できるように、しておかねばいけません。

不正競争防止法で規定されている「営業秘密」は、

秘密として管理されていること(秘密管理性)

事業にとって有用であること(有用性)

公に知られていないこと(非公知性) 保有者の管理下以外では、一般的に入手できない状態にあること

の、「三つの要件」をすべて満たすことが必要です

たとえば、前回(第一回)でご紹介したコカコーラの原液成分(“Formula”)は、①、②、③すべての要件を満たしている「営業秘密」です。

みなさんが秘密にしたいと考えている企業情報は、大抵は②の「有用性」、③の「非公知性」を満足している場合が多いと思われます。したがって、裁判等になったときに主として争われるのは、対象となる企業情報についての ①の「秘密管理性」の有無です。

前回ご紹介した企業情報漏えい事件の被告たちは、「自分が盗んだ会社の情報は、①の秘密管理性を満たしていないから営業秘密ではなく一般情報である」と、裁判で主張しています。

■ 秘密管理性とは

裁判等で議論となる「秘密管理性」とは

企業(会社)が、その情報に接することができる者(従業者)に対して「その情報を企業(会社)が秘密として管理しようとする意思を明らかにする」ことです。1)

会社側だけが「重要な秘密」と考え、従業者がそう認識していないような状態では「秘密管理性」を満足していません。

秘密管理措置（管理方法）の具体例

紙媒体の場合（書類等）

営業秘密である文書に **秘** など、秘密であることを表示する

電子媒体の場合

- ・ 電子媒体への **秘** 表示の貼付
- ・ 電子ファイル名・フォルダ名への **秘** 付記

製造機械や金型など物件に営業秘密が化体している場合

- ・ 扉に「関係者以外立入禁止」の張り紙を掲示
- ・ 警備員配置、入館IDカードが必要なゲート設置による立ち入り制限
- ・ 「写真撮影禁止」の張り紙
- ・ 営業秘密該当物件をリスト化し、接触しうる従業員内で閲覧・共有化

媒体が利用されない場合

- ・ 営業秘密のカテゴリーをリストにすること
- ・ 営業秘密を具体的に文書等に記載すること

※ 従業者の予見可能性（事前に、その情報が営業秘密であるかを予測できたかどうか）を確保し、職業選択の自由にも配慮する観点から、紙その他の媒体に可視化することが必要です。

(出典)経済産業省 営業秘密管理指針（平成27年1月 全部改訂版）

会社のヒミツを守るには（第2回）

具体的には、図2に挙げたようなやり方があります。1)

書類・図面や電子ファイルに~~秘~~マークを付けることは、すでに以前から多くの皆さんの職場で実行されているかも知れません。

写真1は、図2 三番目枠の「製造機械や金型など物件に営業秘密が化体(かたい: 具体的な形のあるもので表されること)している場合」の金型メーカーの管理例です。2), 3)

図2の四番目(いちばん下)の「媒体が利用されない場合」とは、たとえば、業務によって習得した技能・知識が、従業員の(身体・頭などの)中に蓄積されている場合などです。それら無体物の内容を文書化(リスト化など)し、それを有する従業員や関係者に営業秘密と認識させておくことが必要です。

例えば、ある従業員が転職した場合に「前の会社で習得した自身の特殊技能・高度な知識が営業秘密なのか、そうでないのかははっきり分からず、転職した職場で使って良いかどうか迷ってしまう様な状態」はNGです。

ここまでが第二回です。

なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的見解に基づくもので、筆者が所属する組織の見解を示すものではないことをお断りしておきます。

株式会社 JKB
1954年設立。高精度設備とIT化
による先端プレス技術で、難加工
形状品や微細加工品を提供。
工場：山形県寒河江市



(株) JKBの、
徹底した「金型情報
漏えい対策」の現場



工場内は基本的に「関係者以外立ち入り禁止」で、撮影も不可。情報漏えい対策は徹底しています

写真1 金型企業での営業秘密管理の実例 (出典)経済産業ジャーナル2010年7・8月号 経済産業省

今回は、法律による営業秘密の保護などについて解説します。

参考文献

1) 経済産業省「営業秘密管理指針(全部改訂版)」平成27年1月28日

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>

2) 「営業秘密管理のすすめ」経済産業省 経済産業ジャーナル 平成22年7・8月号

http://www.meti.go.jp/publication/data/newmeti_j/meti_10_07_08/book1720/book.pdf

3) 「中小企業情報漏洩対策に後れ」日本経済新聞2015年10月12日朝刊 法務面

(第三回) に続く

著者略歴

小原 莊平 昭和55年 日本ビクター(株) (現 JVC ケンウッド) 入社、
(おはら そうへい) 技術開発部門、法務・知財部門に在籍
平成26年 工業所有権情報・研修館 知的財産戦略アドバイザー
～ 現在に至る
連絡先: 03(3581)1101(特許庁代表番号) 内線 3844

書籍のお知らせ (発明推進協会の本 2019.2)



第17版出ました！
審判便覧 改訂第17版
 特許庁審判部 編
 A4判 1104頁 定価6,480円
 送料実費

産業財産権法及びその政省令には、拒絶査定不服審判、無効審判をはじめ様々な審判や異議申立て、再審など、産業財産権の有効性や審査における処分に関する争訟を扱う制度及びその手続等が規定されています。本書は、審判官が事件を処理するにあたり、法令の制定趣旨、裁判・審判例に示された法令の解釈等について、公正かつ的確な審決・決定が行われることを目的として、特許庁が編集したものであり、審判請求人、代理人をはじめ事件に関与される方々にも、審判部の運用についてご理解し、円滑な審判手続が行われるよう、その内容を公表しています。第17版は、特許異議申立制度の運用の見直しや訂正一般についての説明の明確化等に関する改訂を行い、平成30年10月から運用が開始されています。

ISBN978-4-8271-1317-4

鳥取県発明協会 会員価格： 5,184円



競争力を高める
機械系特許明細書の書き方
 特許業務法人志賀国際特許事務所
 知財実務シリーズ出版委員会 編
 A5判 552頁 定価3,780円
 送料350円

特許制度は、技術の発展・時代のニーズに基づき、コンピュータ関連技術や、バイオテクノロジーなどもその保護対象としてきています。構造物を含む機械系の発明は、特許制度制定当初から重要な保護対象の一つとなっており、制度下で保護対象として歴史を持っています。機械系の発明も時代とともに発展し、新たな技術・材料との融合に基づく発明にも広がっている。本書では、機械系明細書の作成における一般的な注意事項のほか、代表的な機械部品に関する明細書等の作成方法を紹介するとともに、新たな技術・材料との融合に基づく発明における機械系明細書の作成方法についても紹介しています。さらには、機械系の明細書において外国出願を意図した場合の注意事項についても紹介しています。

SBN978-4-8271-1313-6

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



実務上の指針を付した知的裁判判例集
実務家のための
知的財産権判例70
2018年度版
 一般社団法人弁理士クラブ
 知的財産実務研究所 編
 A5判 336頁 定価3,240円
 送料300円

2017年度に出された知的財産権に関連する裁判の判決から、注目の判決を厳選して掲載した実務家にとって必読の書です。審決取消事例を含む73件を掲載しています。判決を、①事実関係 ②争点 ③裁判所の判断 ④実務上の指針の4つの視点から解説し、1件につき4頁とコンパクトにまとめた判決集です。また、●裁判例インデックス ●裁判例索引 ●キーワード索引がついています！

ISBN978-4-8271-1312-9

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



1月1日の法令に準拠！
平成30年改正
知的財産権法文集
平成31年1月1日施行版
 発明推進協会 編
 A6判 1248頁 定価2,700円
 送料300円

本書は「不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）」や「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）」など、特許法をはじめとする知的財産権に関する法律全般を掲載したものです。「著作権法の一部を改正する法律」のメインの施行時期（平成31年1月1日）にあわせて法律等を掲載します。なお、未施行の法律は施行のものと区別するため点線で囲み、その情報を掲載します。

ISBN978-4-8271-1310-5

鳥取県発明協会 会員価格： 2,160円



インド特許実務を理解するために！
インド特許実務ハンドブック
 Dr. Vinit BAPAT・安田 恵 著
 A5判 392頁 定価4,320円
 送料350円

インドは米国や英国と同じ判例法の国であるため、その法体系を理解するには多大な労力を要します。

本書は、特許法と権利化実務のポイントを直感的に理解できるよう図面を多く用い、具体的な実務を容易にするため、重要事項については法律および規則の内容を詳しく説明しています。

また、法律等が整備されていない部分については、現地代理人と議論し、実際の実務を確認しながら、法律上妥当と考えられる実務指針をインド弁理士と日本弁理士が具体的に説明しています。

ISBN978-4-8271-1311-2

鳥取県発明協会 会員価格： 3,456円



特許情報分析のベストセラー！
特許情報分析と
パテントマップ作成入門
改訂版
 野崎 篤志 著
 A5判 376頁 定価3,240円
 送料350円

パテントマップは、経営者の方に状況を説明するのに便利といわれています。しかし、それを作成するには情報を簡略化する等、工夫が必要です。本書は、知財実務者だけでなく企画担当者・研究開発者が、特許情報を事業戦略・R&D戦略および知財戦略へ生かすための戦略論の基礎・情報分析のデザインからMS Excelを用いたパテントマップ作成のテクニック、そしてパテントマップの読み解き方まで幅広く網羅しています。

ISBN978-4-8271-1276-4

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円

鳥取県発明協会の会員様は
発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。
【書籍申し込み・入会お問い合わせ】



6

2019.02

一般社団法人鳥取県発明協会

☎ 0857-52-6728

E-Mail hatsu@toricon.or.jp

鳥取県特許関係情報 (平成31年1月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆

出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
安東 孝止	バイオ資源由来活性炭極で構成する大容量2次電池	2019-003923	2017-132278	2017/6/19
国立大学法人鳥取大学	毒性評価装置	2019-002814	2017-118144	2017/6/15
国立大学法人鳥取大学	遮音構造体	2019-012205	2017-129255	2017/6/30
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	情報端末装置	2019-003373	2017-116960	2017/6/14
竹下 清助	コーヒーカプセル	2019-004916	2015-236117	2015/11/13
中村 俊一郎	施錠確認機能を有するキーケース	2019-013673	2017-134960	2017/7/10
有限会社松村精機	梯子支持装置	2019-015156	2017-143091	2017/7/3
国立大学法人鳥取大学	筋疲労の定量的評価方法、筋疲労表示装置及び筋疲労定量的評価装置	特-06452193	2014-163525	2014/8/11
国立大学法人鳥取大学	ワクシニアウイルスの増殖・伝搬を増強する宿主制御因子	特-06452266	2017-529942	2016/7/22
国立大学法人鳥取大学	気道防御検査装置	特-06458117	2017-214165	2017/11/6
国立大学法人鳥取大学	内視鏡用処置具	特-06462396	2015-027810	2015/2/16
鳥取県	飛翔性害虫捕獲装置	特-06455671	2015-127655	2015/6/25
日中東北物産有限会社	長尺物吊下げ用治具	特-06453180	2015-145852	2015/7/23
有限会社河島農具製作所	芝生清掃車	特-06455792	2017-227214	2017/11/27

◆商標出願状況◆

商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務
久米桜麦酒株式会社	ピアホフガンバリウス	2018- 26474	第4 3 類
智頭急行株式会社	あまつぼし	2018- 32101	第3 9 類
株式会社ウッズカンパニー	HEARTHOM E、家族が笑顔になれる家、ハートホーム	2018- 24879	第4 2 類
三光株式会社	E C A P	2017-146992	第3 5 類,第3 7 類,第3 9 類,第4 0 類,第4 2 類
有限会社山田屋	活熟	2018- 29001	第2 9 類
有限会社田中農場	田中農場、カレー、専用、米	2018- 45241	第3 0 類
株式会社マジエスティ		2018-108624	第3 類
今井印刷株式会社	イマコレ	2018- 29461	第1 6 類

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会（0857-52-6728）まで申し込んでください。（価格・・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円＋送料）

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
 - サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
 - その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
 - 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
- ～入会(会員)及びサービスの詳細は下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除 (この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円 (何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

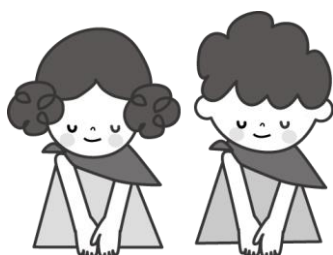
下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください。

鳥取県発明協会ホームページ移転しました

この度、2019年2月1日より鳥取県発明協会WEBサイトは移転しました。
アドレス(URL)を下記の通り変更させていただきます。

旧Webサイト：
<http://www.toriton.or.jp/~thatsu/index.php/>

新Webサイト：<https://tottori-hatsumei.or.jp/>



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674
E-mail: hatsu@toriton.or.jp